

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成26年度末までに149件の不服の裁定事件が係属し、149件が終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係及び砂利採取法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4（170ページ）参照）。

平成26年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、26年度に受け付けた2件である。この2件が26年度中に終結した（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成27年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法		1	12	4	14	0	31
採 石 法		4	16	0	22	0	42
森 林 法		0	1	3	3	0	7
農 地 法		0	1	2	0	1	4
海 岸 法		0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	0	8
河 川 法		0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法		5	15	5	17	0	42
都 市 計 画 法		0	7	0	1	0	8
そ の 他		0	0	2	0	0	2
計		10	59	17	62	1	149

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成27年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 平成26年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人	処 分 庁	申 請 受付年月日	処理状況
平成 26年 (フ) 第 1 号	青森県つがる市豊富町 屏風山地内の砂利採取 計画認可処分に対する 取消裁定申請事件	青森県住民 1人	西北地 域県民 局長	平成 26.4.17	平成 26.11.6 取下げ
平成 26年 (フ) 第 2 号	青森県つがる市豊富町 屏風山地内の砂利採取 計画認可処分に対する 取消裁定参加申立事件	青森県住民 1人	西北地 域県民 局長	平成 26.8.20	平成 26.11.6 取下げ

第 1 節 平成26年度に係属した不服の裁定事件

平成26年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成26年(フ)第1号・第2号事件)

(1) 原処分の概要

西北地域県民局長は、有限会社Aに対し、平成26年2月3日付けで、申請人の属する認可地縁団体Bが所有する土地における砂利採取計画認可処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁が行った砂利採取計画認可処分に対して、申請人は、本件土地の砂の売却について、住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されたことや、住民投票の結果、過半数が反対の意思表示を行っているにもかかわらず売却が行われたことなど、認可地縁団体Bの総会手続に瑕疵があること、また、砂の売却による申請人の財産権の不当な侵害、認可処分対象地にある防風林の役割を負う砂山が失われることにより、申請人の利益が失われること等を理由として、平成26年4月17日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、同年8月20日、認可処分対象地にある砂山は春先の南風から住民を守る防風林として機能しており、同砂山から樹木が伐採され砂利が採取されると、従来有していた生活環境上の利益を著しく害されること等を理由に、同砂山から北方向に約200mの場所に居住し、裁定の結果について関係があると主張する申立

人1名から、参加の申立てがあった。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成26年6月11日付けで、裁定申請書の副本を処分庁（訂正前）に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果について関係があると主張する申立人1名からの参加の申立て及び申請人からの処分庁訂正の申出があり、申請書の副本を訂正後の処分庁に送達し、審理手続を進めたが、同年11月6日、申請人から本申請を取り下げる旨、申立人から参加の申立てを取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成26年4月17日	裁定申請受付
6月11日	裁定申請書の副本を処分庁（訂正前）に送達
8月20日	参加申立受付
9月17日	処分庁の訂正申出受付
10月6日	裁定申請書の副本を処分庁（訂正後）に送達
10月16日	参加申立書の副本を処分庁（訂正後）に送達
11月6日	裁定申請取下げ
11月6日	参加申立取下げ